

令和3年8月27日

学 生 各 位

理事（教学担当）

学生団体の課外活動について（令和3年8月27日時点）

新型コロナウイルス感染症拡大の状況が継続して大変厳しくなっており、緊急事態宣言の対象が合計21都道府県に拡大しています。

それを受け、本学でも感染拡大を抑制する大変重要な時期であると捉え、9月12日まで原則、課外活動の禁止期間を延長することとします。

ただし、当該期間中に活動を継続したい団体は、新たに活動申請書を提出のうえ、別紙の条件を全て満たし、理事ヒアリングにて許可された場合は活動を認めます。すでに許可を受けている場合は再度申請する必要はありません。

なお、課外活動において、罹患者が発生した場合には活動を停止します。

申請期間及び提出方法：下記メールにて随時受付

提出先：学生支援課（gakuseika@ml.wakayama-u.ac.jp）

また、今後のことについては、全国、または県内の動向、情報を考慮し、適宜、変更する場合があります。ホームページや教育サポートシステム掲示板等を通じて、最新の情報をお届けしますので、必ず定期的に確認するようにしてください。

☆以下の点について注意してください。

- ① 発熱や咳等、体調が良くない場合、及び新型コロナウイルスに罹患した（おそれのある）場合
 - ・症状と経過を prevention@ml.wakayama-u.ac.jp に報告してください。
 - ・罹患のおそれがある場合等の対応については下記保健センターのページを参照してください。 [新型コロナウイルス感染症について](#)
- ② その他、履修・学生生活等のお問い合わせについて
 - ・ [お問い合わせ | 和歌山大学 \(wakayama-u.ac.jp\)](#)

【別紙】

2021.8.27

全国 21 都道府県への緊急事態宣言下における本学の課外活動について

- ◆ 原則、活動禁止とする
ただし、以下の場合は、担当理事とのヒアリングを経て、活動を許可する場合がある。
- ◆ 課外活動を許可する条件
 - ◎ 「部活動及び課外活動施設を利用する活動に関する新型コロナウイルス感染症拡大防止対策についてのガイドライン【第3版】」を遵守すること。

【体育会系】

各学生団体の所属する連盟等が主催する大会・リーグ戦が緊急事態宣言発出中もなお、中止・延期等することなく継続実施される場合であって、以下のすべての条件を満たしている場合は、その活動を許可する。

1. 活動の拠点（試合会場を除く）が緊急事態宣言の発出されている地域でないこと
2. 学生団体の練習時間は、3時間以内（準備・後片付けの時間を除く）であること
3. 課外活動の前後途中で、複数での会食をしないこと
4. 公共交通機関を利用する場合は、4人以下の単位で行うこと
5. 大会またはリーグ戦に備えた対外試合、遠征、合宿する場所は、緊急事態宣言が発出されている地域以外であること
6. 大会またはリーグ戦参加の為、宿泊を要する場合は、ツイン以下の客室に宿泊すること

【文化系】

各学生団体が参加しようとするイベント等が緊急事態宣言発出中もなお、中止・延期等することなく継続実施される場合であって、以下のすべての条件を満たしている場合は、その活動を許可する。

1. イベントの開催場所が緊急事態宣言の発出されている地域でないこと
2. 学生団体の活動（練習）時間は、3時間以内（準備・後片付けの時間を除く）であること
3. 課外活動の前後途中で、複数での会食をしないこと
4. 公共交通機関を利用する場合は、4人以下の単位で行うこと
5. イベント等への参加に備えた学外合同練習、遠征、合宿する場所は、緊急事態宣言が発出されている地域以外であること
6. イベント等に参加するに際し、宿泊を要する場合は、ツイン以下の客室に宿泊すること
7. 自主企画でないこと
8. 原則無観客。そうでない場合は、主催者による新型コロナウイルス感染防止対策マニュアルが作成されており、参加者等に周知されており、且つ、参加制限が設けられていること